

平成 30 年 6 月 29 日

赤井委員

建設・企業常任委員会の報告資料 1 番に県央・湘南都市圏の整備とありましたが、自分の地元でもあります平塚関係ということで、4 ページのツインシティの整備等、都市づくりの推進、そういった都市の整備等々が出ておりますが、何点かツインシティについて伺いたいと思います。

はじめに、平塚市大神地区において、土地区画整理組合への支援を行うということで、現状のまちづくりの進捗状況、ここら辺について、さらには組合への支援を行うと出ているのですが、この辺についての状況をまずお伺いします。環境共生都市課長

まず、平塚市大神地区の現在の進捗状況でございますが、平塚市大神地区は面積約 69 ヘクタールに及ぶ新たなまちづくりとしてやっているところでございますが、平成 27 年 8 月に設立認可を受けた土地区画整理組合により、土地区画整理事業が進められているところでございます。造成工事が必要となる面積は約 50 ヘクタールでございますが、現在その約 8 割について着工しています。また、造成工事と並行して道路や農業用水路などの工事も順次進められている状況となっております。

また、区画整理事業に対する支援についてでございますが、県としてはまず土地区画整理事業に対する予算面の支援を現在行っているところでございまして、また、それと同時に県の寒川駐在事務所が中心となって、土地区画整理組合が道路管理者や立地を予定する企業との調整を行う際に、技術的な相談に応じるなど、土地区画整理事業を円滑に進めていくための支援を行っているところでございます。

赤井委員

大神地区は区画整理組合ができ上がって、工事が今始まっているということですが、シナリオの中を見ると、第三段階ということで、事業が実施されているわけですが、このまち自身をどういう形にしたいのかということで、多分ここにタウンマネジメント組織の設立準備と書いてあるのです。このタウンマネジメント組織ですが、今の状況、こういうものがほかにあるのかどうなのか、そしてまた、構成メンバー、どういうメンバーが入ってやるつもりなのか、タウンマネジメント組織についてお伺いします。

環境共生都市課長

まず、タウンマネジメント組織というのは、ツインシティのタウンルールでありますまちづくりガイドラインをもとに、ツインシティが目指す環境と共生するまちづくりを進めていくための運営を行うものでございます。そのほかにも良好な地域コミュニティを形成して維持する観点から、お祭りなどの地域イベントや清掃活動などについても主体となって運営するものでございます。

タウンマネジメント組織の導入している事例でございますが、まちをずっと継続して運営していく、持続可能なものとしてやっていくということで行っている事例で幾つかございますが、ツインシティのように新しいまちづくりで導

入されている例としては、藤沢市内で企業の工場跡地を活用した大規模な住宅街区の開発事例があります。このまちでは、家族三世代が静かに暮らせることを目指したガイドラインを策定しておりまして、住民や事業者で構成する自治会組織がタウンマネジメント組織としてこのガイドラインを運営しているところでございます。

もう1点、この組織について、こういったメンバーでという質問があったかと思いますが、今準備をしている最中でありまして、まだこういったメンバーが参加していくかということは確定したものではないのですが、県と平塚市がツインシティ全体のことについていろいろ調整を中心になってやらせていただいていますので、その辺を軸にしながら、まず平塚市の大神地区の自治会とか、それからツインシティに進出してくる企業などに説明して理解を進めていくこととしておりまして、そういった方、あるいは今現在の組合がある母体とか、こういった方をこれから候補として調整していくのかなと考えているところでございます。

赤井委員

大神地区については、課長からお話があったように、タウンマネジメント組織の設立という形くらいまで進んでいるわけですが、ツインシティのツインのもう一つの対岸にあります倉見側の区画の調整という点はなかなか見えてきていないのですが、平塚の大神地区は土地区画整理組合という形で事業手法を行ったと思うのですが、同じような形ではなくて、例えばほかにも方法が倉見側、寒川側は何かあるのではないかなというふうにも思うのです。というのは、これだけ人口が密集しているわけですし、様々課題もあるということなので、そういう意味では事業手法がいろいろあると思うのですが、そういう意味において、県としてツインシティということで神奈川県としての大きな南のゲートというふうに捉えているこのツインが、片方だけになってしまうと意味がなくなってしまうと思います。県としてこの辺について事業手法とか、倉見の進捗状況等についてどのように捉えているのか、その辺についてお伺いします。

環境共生都市課長

倉見の進捗状況でございますが、我々は県として寒川町といろいろ相談しながら、できるだけ早い時期に地元と話し合っただけでまちづくりの青写真をつくっていききたいということで、現在町と調整しているところでございますが、徐々に理解を深めながら進めていききたいと考えているのがまず1点でありまして、まちづくりの事業手法として一般的なものは、委員御指摘のとおり区画整理事業だと思っておりますが、これについてもいろいろ町と協議する中で、まちづくりの形が見えてくる中でどんな形があるのかということこれから考えていく段階でありまして、今こんなものがあるのではないかな、あんなものがあるのではないかなというのは、なかなか言えない状況ではございます。

いずれにいたしましても、ツインシティは平塚と寒川両岸ができて初めて新幹線新駅の誘致にもつながってくるものと考えておりますので、今後とも寒川町との調整を進めていきたいと思っております。

赤井委員

課長から答弁いただきましたが、シナリオの中からは、寒川については

まだ第二段階にまでも入っていないのではないのかと思います。そういう点では、平塚の方はもう2020年にまち開きをしたいという話も聞いておりますので、是非寒川の倉見側についても県としてしっかりと後押しをして進めていただきたい。そして、神奈川県として進めている南のゲート、これもしっかりとつくってもらいたいなというふうにも思います。

また、報告資料の神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針の改定素案の中に、これは都市公園法の改正でPark-PFIが創設されたというふうに出ています。このPark-PFI、公園施設の整備や管理に活用する公募設置管理制度(Park-PFI)が創設というふうに出ています。

実は私の平塚で、全国初めてのPark-PFIを活用して公園の整備をしようということで進んでいるというふうに承知をしております。龍城ヶ丘プールの跡地という形で、県が管理している公園等も含めてこれから都市公園法の改正で第1号で進めたいと聞いているのですが、この辺について県として承知していることについてお伝えください。

都市公園課長

Park-PFI制度でございますが、昨年度都市公園法の改正で、民間活力をより一層推進し、公園の再生、活性化を図っていくため創設された制度でございます。この制度の適用に関して、委員お話の平塚市の龍城ヶ丘地区など聞いてございますが、平塚市が湘南海岸に面している龍城ヶ丘のプールの跡地とその隣接地において、Park-PFIを活用して都市公園を整備していくというふうに聞いております。昨年11月から12月にかけて民間事業者から事業内容のアイデア募集を行って、カフェやレストランなどの飲食店舗や地産品の物販店舗の提案があったというふうに聞いております。

現在平塚市は、事業に関して地元の理解を得るため、説明を行ったというふうに聞いておまして、今後準備が整い次第、具体の公募や選定といった作業を進めていくというふうに市の情報は聞いているところでございます。

赤井委員

まだ始まったばかりということで、なかなか平塚も進捗していないというふうに伺っているのですが、この辺の事例を捉えながら、神奈川県の県立都市公園の中でPark-PFIを今後活用していく予定というか、こちら辺について今の時点で何か考えていますか。

都市公園課長

県としても県立都市公園の整備や施設の老朽化に伴う再整備などに取り組むに当たりまして、この制度の活用を図っていきたいというふうに考えております。そこで、今年度は全ての県立都市公園を対象に、民間事業者からどのような活用アイデアがあるかなど、広く提案を募集するマーケットサウンディングと呼ばれる調査を行っていききたいというふうに考えております。その後は、その調査結果も踏まえ、具体的な公園や箇所における事業化に検討や今後の手続、選定等進めていききたいというふうに考えています。

赤井委員

PFIも含め、今回整備、管理の基本方針の改定素案をまとめているところ

なのですが、この改定素案の中の基本方針の中の 11 ページにもグリーンインフラの整備と、グリーンインフラに対して積極的に取り組む必要があるのではないかと、これは国のほうの国土形成計画、社会資本整備重点計画にもうたわれていると同時に、神奈川県のパーク等の審査会でもグリーンインフラということが出たというふうに伺っておりますが、さらには、その下にありますSDGsも、これから施策の方向としてこれからの新しい改定する案には必ずSDGsという点を取り入れていく必要があるのではないかと、これも国の方針のほうですし、また、神奈川県も推進本部を立ち上げたわけですから、SDGs、さらにグリーンインフラ、新しい言葉かもしれませんが、国のほうで位置付けているわけですから、ここら辺を明確に示していく必要があるのではないかと、思うのですが、グリーンインフラとかSDGsについてどういうふうに考えられているのかお伺いします。

県土整備局企画調整担当課長

SDGsの観点、将来を見据えてそれに向けて今できることをやっていこうということで、大変大切な取り組みというふうに感じております。そういった意味で、県が今までやってきた施策、特に県土整備局が行ってきた施策も、そういった観点で見直してみましても、大変関連があるものというふうに感じております。こういったSDGsの視点をよく踏まえて、これからの県土整備局の施策というものも考えていきたいところでございます。

都市公園課長

グリーンインフラに関してお答えいたします。国の国土形成計画において、自然環境の保全、活用などについて記載しており、その中で持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めていくため、生物の生息、生育の場の提供や良好な景観形成など、自然環境が有する多様な機能を活用して、グリーンインフラの取組を推進するというふうにしております。そこで、今回の基本方針の改定素案においても、こうした国の要請を踏まえ、まず各公園が有するすぐれた自然環境、景観資源など、特徴ある資源について把握し、次に生物の生息の場の提供など、グリーンインフラとしての視点を踏まえて、各公園のすぐれた自然環境などの保全と活用を図り、県立都市公園の整備や管理に役立てていきたいと考えているところでございます。

赤井委員

自然環境の保全、それがすなわち私たちの生活にも全部影響してくるという考え方だと思いますので、是非その辺進めていただきたいのと同時に、今回高潮被害を軽減するためのソフト対策という先ほど先行会派等もいろいろと質問しておりました、高潮浸水シミュレーションの実施という形で県が対応をまず最初にするということですが、シミュレーションを実施すればもうそのまま浸水想定区域になってしまうのではないかなと思うのですが、そのようなことはないのですか。

シミュレーションしたのですから、もうあえて海岸の指定とか、警戒水域の設定とか、そのまま浸水想定区域の指定を公表してしまっていないのではないかなと思うのですが、その辺についてはなぜこういう形に、面倒くさいことをやっているのですか。

砂防海岸課長

現在、委員がおっしゃられたように、検討会の中で浸水シミュレーションということで、技術的な解析を行っているところでございます。現在沿岸の市と連携しながら、高潮による浸水被害が発生する前にあらかじめ避難行動がとれるよう、それぞれの海岸において災害の目安となります水位、これを特別警戒水位と呼んでおりますが、これを設定する手続を行ってまいりまして、これらと併せて今後指定をしていくという形をとらせていただくということでございます。

赤井委員

これを今度は次に市町村が対応して、地域の防災計画、そしてハザードマップの作成とも出ております。今回東京湾の沿岸から浸水想定区域を指定するという形で、次が相模湾という形になっているのですが、ハザードマップと聞きますと、6月1日にたしか県土整備局として、洪水浸水の想定区域を発表したと思います。洪水浸水地域、それから、今回の場合は高潮浸水想定区域、これまでには、例えば津波浸水想定区域、さらには、山の方へ行けば、土砂災害想定区域、みんなハザードマップと出てきているのですが、それぞれの部局の皆さん、一生懸命頑張るのは分かるのですが、県民の目線からすると、またハザードマップが出てきているが、多すぎて分からないのです。

津波、高潮、土砂、洪水、これだけ今考えられていると思うのですが、そういう意味では、県民の目線から見た時に、各種類あって大事なことになるかもしれないが、もっと何か分かりやすく、確かに内容は違いますが、高潮は低気圧だとかという形だし、津波は地震ですから、急に突発的に出てくるからと、いろいろな環境は違うかもしれないのですが、この辺のハザードマップというのはいっぱい、自分のところはこの辺まで真っ赤だったのが今回何もないとか、意外に細かい点は県民の目線から気が付かないので、そういう意味で、こちら辺については少し整理をしていただく、あるいは高潮というのでこういうことなんだよということを明確にしてあげる必要があるのではないかなと思うのです。そういう点について、これはもう高潮ばかりではなくて、今までのものも含んで、こういうハザードマップとかの浸水想定等々の作成等について、今後どのように考えられるのか。

河川下水道部長

委員御指摘で、県土整備局で取り扱っています浸水想定等四つございまして、土砂、津波、高潮、河川氾濫と確かに四つ、進捗に応じまして順次公表させていただいてございまして、それを住民の目線で見ると、確かにばらばらと出てきているなという感覚がございまして、多分一体今何が出てきているのかなと、分かりにくいというところは、私ども市町村から同じような意見を賜ってまいりまして、何とかしなければという認識は持っております。

ただ、委員も御指摘のとおり、自然災害ごとに発生する要因が異なりますので、なかなかそれを一元化というか、取りまとめて重ね合わせるような作業というのは難しいことございまして、現在の様々な市町のハザードマップも独立した形になっています。ただ、雨とか風によってもたらされます高潮、河川氾濫と土砂につきましても、ある意味風と雨によってもたらされる災害でござ

いますので、一定のしっかりした予見を整理した上で、住民の方々にも、こういう場合に起きる現象なんだということを御説明した上で、その上での話になるかもしれませんが、例えば重ね合せて、こういうところに雨の場合にはリスクが及ぶということを一元化して表現するようなことが今後できないかどうか、市町も、例えば河川の氾濫が出たところで、まだハザードマップも更新しづらいなということで、待っていらっしゃる市町もいらっしゃるので、これから作業が進んでまいりますので、少しまとめるようなことができないかどうか、安全防災局とも調整しながらできる限りのことはやっていきたいと。ただ、技術的に難しいところもあろうかと思っておりますので、本当にできるかどうかはこれからの検討だと思っておりますが、そんな検討はさせていただきたいと思っております。

赤井委員

自治会でハザードマップを配られると、なかなか分からない。だから、そういう点でも本当に丁寧な説明、これは高潮、洪水、津波だと、もう全部条件が違うんだという点は県民に本当に分かりやすく、何かうまい方法があればと思うのですが、その辺是非局としても考えていただきたいと思っております。

最後に、水道事業について伺いますが、先ほど来、管路の耐震化という話がありました。ちょっと私分からなかったのは、最初に出ている管路の耐震化(1)では、目標の耐震化率が19.8%、30年度が20.3%、次のページにあって、基幹管路とか、重要給水施設などはみんな70とか、90とか、非常にパーセンテージが変わるのです。ここで管路の耐震化については耐震化率と書いてあります。基幹管路耐震化事業は耐震化の割合と書いてある。割合と率でこういうふうに数字が違ってしまふのかなという感じがするのですが、そんなことは多分ないと思うのですが、各事業ごとにこうやって分けるのは必要なのかもしれないのですが、全管路、たしか9,200キロメートルくらいあると聞きました。もう口径が100ミリメートル以下くらいから始まって、大口径になりますとそれこそ1,800ミリメートルまでであると伺っているのですが、この全ての耐震化、そういう意味でいったら20.3%、平成30年度までにしなければいけないということで、遅れているようなのですが、先ほど、耐震継手管、あるいはまた耐震に耐えられる管があるおっしゃっていましたが、そういうものを、耐震化率は19とか20%かもしれませんが、耐震をもう既に有している管も含めて耐震化率とってはいけないのですか。厚労省でそういう形をとってはいけないということですか。水道施設課長

厚労省の業務指標の中で、耐震化率というのはあくまで接合部分が抜けない管として定義されておりますので、接合部が抜けない管の普及、そういった指標が出たのが平成18年度からですので、なかなか普及が進まない実態がございます。抜けない管の延長はまだまだ普及が足りないということで、目標は20%と低い数値となっております。

赤井委員

事前に数字をつくってもらいました。各管口径ごとに、小口径が神奈川県は9,200キロメートルのうち94%小口径管が占めている、約450以下、それ以上の管を大口径管と、それはもちろん当然基幹管路も入ってくるかもしれません

が、大口径管は9,200キロメートルのうち6%しか入っていない。どちらかという、6%の方が7割、8割、ましてやもう100%でき上がっている。小口径管の方がどちらかというずっと低い。しかし、小口径管はダクタイル鋳鉄管だとかということで耐震性はある。確かに抜けない管、耐震継手管ではないかもしれないが、ダクタイル鋳鉄管で耐震性があるというところからいけば、厚労省の考え方はそうかもしれないが、神奈川県として管路の耐震化、ダクタイル鋳鉄管はこれだけあります。ですから、耐震継手管に改修したものと合わせると、こんなふうになりますよというこういう形の宣伝の方がいいのではないかなど。でないと、まだ10%かということになってしまう。そういう意味では、今言ったような耐震性を有する管、それから耐震継手管に替えた、これを合わせると大体どのくらいになりますか。

水道施設課長

口径40、50ミリメートルの水道管を含めました全管路延長9,200キロメートルに対して、委員のおっしゃるところの材質的に強い管と耐震管を合わせた延長でございますが、平成28年度末で約7,000キロメートル、率にして75%となっております。

赤井委員

75%、すごいではないですか。ただ、その中で小口径管の方が全然進んでいないというふうに伺っていますし、なかんづく100ミリメートル以下が非常によくないと聞いておりますので、是非その辺について進めていただきたいと思います。さらには、次期経営計画に反映をさせるという点では、今回箱根地区の水道事業、今回2期という形になるようですが、水道法の改正案が今提出されていまして。これが通れば神奈川県がやっていた包括委託が正に今度は法律上、コンセッション方式みたいな形で、同じような形で認められるわけです。そういう意味では神奈川県が先頭切ってやってきたという点では誇りを持ってやっていただきたいし、さらには今の耐震化等についても、そういう見方であれば県民も分かりやすいと思うのです。是非県民に分かりやすい今後のこういう発表もやっていただきたい。以上で終わりにいたします。